様式第6号の3（第9条関係）(2)（第2面）

注　意

1　この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。

2　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。

3　この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。ただし、(1) 再審査請求をした日から３箇月を経過しても裁決がないとき、(2) 再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、(1) 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(2) その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第10条関係）(第１面)

雇用保険被保険者証

公共職業安定所長

被保険者番号

被保険者氏名

生年月日
（元号一年月日）

（2 大正　3 昭和
4 平成）